

◎会計年度任用職員（保育士・調理員）募集説明会後の質問への回答

作成：R2.12.20 福祉保健部こども課（総務部人事課）

項目	質問内容	回答
異動	長年同じ園に在籍するメリットがない理由	保育現場に限らず、職員の異動は、人材育成や意欲の向上、職場の活性化につながると考えており、正規職員の異動や本人の意向も踏まえながら実施していきたい。ただし、初年度からの大幅な異動は考えていない。
異動	異動は来年度からあるのか。フルタイム以外の職種についても同様か	令和2年度は、年度当初からの大幅な異動は考えていない。また、副担任を中心に異動はすべての職種が対象
異動	希望に書いた3園以外に勤務となる可能性は	異動希望は参考にするが、必ずしも希望園になるとは限らない。
異動	特定非常勤の異動は	全ての職員が対象であるが、異動希望（勤務希望する保育園）の記述欄などを参考に行う
鍵締め	長期休暇前や土曜日の会計年度任用職員による鍵締めへの不安	やむを得ず会計年度任用職員同士の鍵締めが発生する場合も想定される。
給与・報酬	20時間未満、時給、30時間以上の報酬金額は、子育て支援員も同じか	子育て支援員の単価から、月額給与・報酬及び日額報酬を決定する。
給与・報酬	収入見込額の算出例を増やしてほしい	20時間未満は時給制、30時間以上は任用時間による月給制であり、現募集要領を参考に各自計算、按分すれば概算額は求められる。なお、難しい場合はこども課に個別に聞いてもらいたい。
給料・報酬	各園での従事内容の不公平感は拭えないため、細部の業務内容まで踏み込んだ労働条件を明文化し、手当支給をしてはどうか	考えていない。
業務内容	会計年度任用職員に変わり、業務内容に変化はないのか。そのことを文書で知らせてほしい	基本的に業務内容は変わらない。その役割分担表は、R2年度の早い時期に示す予定である。
採用	各園への配置は市側が行うのか	任用、分限、評価、異動など人事にかかる事項は、すべて任命権者である市長が行う。
採用	雇用形態や勤務場所は、いつ決まるのか。また、希望の働き方を記述する欄がないが	雇用形態は、面談実施後の2月下旬、勤務場所は3月下旬の正規職員と同時に予定。また、働き方の特記事項がある場合は、エントリーシートの最下段に記述してもらいたい。

項 目	質問内容	回 答
その他	各自の希望（勤務時間・当番についてなど）を記述してもよいと文章で書いてほしい	エントリーシート「勤務の希望」に記述可能な欄を設けている。
その他	園の運営が回るのか。急な休みや時間外勤務対応は	これまでと同じ考え方である。
任用	週5日・週20時間以内になるよう、欠勤で調整は可能か	特定非常勤保育士・非常勤調理員②は、週の勤務時間が「20時間未満」であるため、4時間／日×5日／週の任用ができない。任用当初から「欠勤」ありきの任用はできない。
任用	現在、25時間／週だが、任用を30時間／週として実質25時間／週の働き方ができるか	30時間／週で任用し、恒常的に▲5時間／週はできない。
任用	年度途中からの任用はあるのか	必要に応じて任用する。
任用	7.75時間×2日の任用で、その週1日しか勤務できなかった場合	翌週に3日勤務又は欠勤のいずれも可能。勤務の振替は4週の内調整可能 ※この場合、4週80時間未満の範囲内で
任用	現在、4時間／日×5日／週又は5時間／日×5日／週の勤務形態は、どのようになるのか。また、20～29時間／週の雇用はないのか	保育士3職種、調理員2職種の勤務時間に該当する形での募集
任用	現在、土曜日を5.5時間、且つ20時間／週未満で勤務しているが、会計年度任用職員となる勤務形態は	ひとつの例として5.5時間×3日の任用が考えられるが、いずれにしても、この場合も基本的な勤務形態を定めて任用
任用	年齢制限はあるのか	今までの臨時職員に年齢制限が無かったことから、今回の募集では、年齢制限を設けていない。
任用	調理員の7.75時間／日の募集がなく、実質、7h／日が上限となる。それ以上の勤務が発生した場合は	基本の雇用形態が7h／日であり、やむを得ずそれ以上の勤務が発生した場合、時間外手当となる。
任用	週の勤務時間20～30時間はできないのか	できない。
任用	正職の給食調理員の配置次第で働き方が変わるのか	各園1名以上の正職配置を行い、その他、必要とする時間帯に会計年度任用職員を配置するため、各園の状況次第で働き方は変わってくる。
任用	一人の職員に2つの任用を上げることは ※「7時間×5日＋土曜4時間」の例	できない ※非常勤調理員①「7時間×5日」で任用するなど

項 目	質問内容	回 答
任用	月に1～2日しか勤務しない任用	20h未満だが、週1日以上は勤務するなど、雇用する側との調整も必要 ※複数園での勤務など
任用	年度途中で任用を変更できるのか	休暇付与等、事務が複雑になるため、原則、できない。
任用	R3年度採用時に職種を変更できるか	職種の変更は可能だがその際の手続き方法については、今後調整する。
任用	給食の日々雇用の働き方は また、給食調理員の年休等代替職員の任用は	この度の制度が、週の内ですべて「統一した時間×日数」を決めての任用となる。 ※保育士も同じ。
任用	非常勤保育士で年休を使い切り欠勤があった場合の期末手当への影響	無給となる状況によって違うため、その都度、確認することになる。
任用	副担任保育士から特別な事情により職種変更する場合	休暇付与等、事務が複雑になるため原則できないが、事情がある場合はその時点で相談してもらいたい。
任用	現在、20時間／週以内だが、R2年度から時間数を減らさないといけないか	特定非常勤保育士・非常勤調理員は「20時間未満」での任用となる。
任用	副担任保育士の延長保育時間の選択は不公平	副担任保育士の勤務時間は募集要領のとおりである。個別の事情がある場合はエントリーシートのその他に記入してもらいたい。
任用	6時間勤務を希望する中、土曜日の扱いは。また扶養の範囲内で勤務したいが細かい希望を記述しても良いか	勤務可能な範囲でエントリーシートに記述
扶養・税金	現在、フルタイムで働いているが、所得が上がることで税金等に影響しないのか	所得金額の増加に連動し、課税額も増額の傾向となる。